

子ども・子育て会議（第24回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部

子ども・子育て会議（第24回）

議 事 次 第

日 時 平成27年5月21日（木）10：00～12：00

場 所 中央合同庁舎第4号館12階共用第1208特別会議室

1.開 会

2.議 事

（1）会議の運営について

（2）子ども・子育て支援新制度について

（3）その他

3.閉 会

【配布資料】

資料1 子ども・子育て会議委員名簿

資料2 子ども・子育て会議運営規則

資料3 子ども・子育て会議基準検討部会の設置について（案）

資料4 子ども・子育て本部について

資料5 子ども・子育て支援新制度概要

資料6 平成27年度における子ども・子育て支援新制度の施行に係る取組方針案

資料7 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における検討状況について

資料8 認定こども園数調査公表資料

資料9 - 1 少子化社会対策大綱概要

資料9 - 2 少子化社会対策大綱

参考資料1 放課後児童クラブ運営指針

参考資料2 委員提出資料

長田参事官 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、第24回「子ども・子育て会議」を開始いたします。

本日は、お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございました。

また、このたび委員の御就任をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございました。

本日は、子ども・子育て支援新制度施行後初、委員改選後初の開催となりますので、会長の選出までの間、事務局にて議事進行を務めさせていただきます。

私、進行を務めさせていただきます内閣府子ども・子育て本部参事官の長田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

初めに、この開催に当たりまして、有村少子化対策担当大臣より御挨拶がございます。大臣、よろしくお願いいいたします。

有村内閣府特命大臣 皆様、おはようございます。初めましての方もいらっしゃいます。少子化対策担当大臣の有村治子でございます。

だんだん爽やかな季節も終わり、いよいよ夏という時期でございますが、委員改選後の初の「子ども・子育て会議」となります。皆様におかれましては、全国各地でお忙しく御活躍の中で、引き続き委員をお引き受けいただいた方々、また、新規におなりになっていただいた方、この御貢献に対して心から感謝申し上げます。

たびたびこの場で申し上げてきましたが、ここに代表を送れる方々、あるいは一定の層の代弁をしてくださる方々がここにいらっしゃるということは、どのような立場をとられるにせよ、それ自体ありがたいことで、ここに代表を送り込まれない方々の存在をも含めて、全ての子どもたちに光が当たるように、そういう議論をやって形にしていきたいということをつねに申し上げてきましたけれども、今般、これまで以上にさまざまな観点からの議論をいただくために、新たに社会的養護に携わっておられる方々、すなわち乳児院や児童養護施設など、生まれたときから御両親がわからないという子たちも日本にいらっしゃる中で、その前線で御貢献いただいている先生方を代表して、武藤委員にも新たに御参加いただけることになりました。あちらにいらっしゃいますね。

武藤先生が代弁してくださる御意見にも心から敬意と関心を持っております。社会全体で子どもたちを育む、そうした充実した議論をお願い申し上げる次第でございます。

この会議を主にして2年間にわたって先生方に御議論いただいて、いろいろな立場、業界、あるいは地域によって難しい課題が違ってまいりますけれども、2年間にわたって心をつなぐということによって多大な御尽力をいただいて、おかげさまでこの4月に子ども・子育て支援新制度が何とか無事にスタートにこぎつけることができました。

本当に消費税引き上げをどうするかというところでは、この半年においても大変な課題がございましたが、皆様の御貢献、また、厚生労働省、文部科学省、内閣府のスタッフの皆さんの昼夜を問わない御尽力にも、改めて感謝したいと存じます。

今後は新制度の施行の点検・評価を行いつつ、運用面での改善や充実を図っていくこと

が課題になってくると認識しております。明確に申し上げれば、量的拡充及び質の向上に必要な1兆円を超える財源確保を始めとして、子どもの最善の利益の実現のために、私たち大臣を始め三役も尽力を尽くしていきます。各省庁にもお願いをしてみたいと存じます。

また、子育て支援を含め、少子化対策を多面的に充実させるために、ことし3月に少子化担当大臣として「少子化社会対策大綱」を皆様におまとめいただき、発表させていただきました。

妊娠、出産、子育てというだけではなくて、そもそもの結婚段階から応援していこう。多子世帯、3人目、4人目を授かろうと欲していただけのような温かいメッセージを出して支援していこうということを新たに価値観として打ち出した次第でございます。

今後5年間で日本の将来の幸せ、持続可能性、個々の御家庭の幸せを実現するという意味でも、明確に集中取組期間ということターゲットにして、集中投下ができるような、そういうエネルギーを向けていきたいと思っております。

委員の先生方には、引き続き忌憚のない御意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

長田参事官 ありがとうございます。

有村大臣は、この4月に発足いたしました子ども・子育て本部の本部長も兼ねていただいております。

また、本日、赤澤内閣府副大臣にも御出席をいただいておりますので、一言お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

赤澤内閣府副大臣 おはようございます。副大臣の赤澤亮正でございます。よろしくお願いいたします。

特に再任された委員の先生方には、今年度から始めました子ども・子育て支援新制度開始に当たりまして、本当に大きなお力をかりておりまして、心からお礼申し上げますし、今回、新しく委員をお引き受けいただいた先生方も含めまして、本当にお忙しい中、御就任まことにありがとうございます。

有村大臣のもとで越智政務官とも力を合わせて、この子ども・子育て支援新制度の円滑な施行にしっかりと尽くしてまいりますし、今、大臣からもお話がありましたことに尽きておりますが、子ども・子育て支援の量的拡充、質の向上に必要な1兆円の確保もしっかり頑張ってやっていきたいと思っております。

どうかくれぐれも御指導をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

長田参事官 ありがとうございます。

それでは、有村大臣は、公務のため、ここで御退室をさせていただきます。

(有村大臣退室)

長田参事官 また、カメラの方も、いらっしゃいましたらここで退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

長田参事官 なお、本会議の委員の名簿につきましては、資料1として皆様のお手元にお配りしておりますけれども、各委員におかれましては、4月9日付で内閣総理大臣からの委員の発令をさせていただいております。本日御出席の委員の皆様には、お手元にその辞令を封筒に入れて置かせていただいておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

本日の出欠の状況でございますけれども、本委員全25名中22名の御出席をいただいております。御欠席の3名の方につきましても、うち2名につきましては代理での御出席をいただいております。

さらに、本日は専門委員6名の方にも御出席いただいております。

子ども・子育て会議令第5条第1項におきましては「会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」とされておりますが、以上申し上げたとおりの状況でございます。本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料までお配りしておりますので、漏れなどございましたら、事務局にお申しつけいただければと思います。

なお、本会議は、議論の状況を速やかに公開する観点から、これは従来からの運用でございますが、毎回、動画を収録させていただきまして内閣府ホームページで公開させていただいておりますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、会議の運営につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

委員の皆様につきましては、資料1に記載させていただいているとおりでございます。本来お一人ずつ御紹介させていただくべきところでございますが、時間の関係もございませぬので、大変失礼ではございますが、ここでの御紹介は省かせていただきまして、後ほどの質疑、意見交換の中でお一人ずつ御発言を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、事務局側の出席者につきましても、同様に机上配付の資料にかえさせていただきます。

続きまして、本会議の会長の選出に移りたいと存じます。

子ども・子育て会議令第2条第1項におきまして「会議に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。

委員の皆様方におかれましては、会長の選出をお願いしたいと存じますが、どなたか御推薦ございますでしょうか。

よろしくお願いたします。

渡邊委員 おはようございます。前回に引き続き委員の任命を受けました、新潟県聖籠町長の渡邊と申します。

僭越であります。会長には、前回、非常に多忙の中、会長として、委員の皆さん方の

貴重な意見をきめ細かく吸い上げていただき、新制度の施行について御高配をいただいた無藤隆先生に引き続きお願いしたいというのが私の気持ちであります。

委員の皆さん方からも御賛同を得たく、御推薦申し上げます。よろしくお願いいたします。

長田参事官 御推薦どうもありがとうございます。

ただいま無藤隆委員の推薦の御意見を頂戴いたしました。いかがでございましょうか。

(拍手)

長田参事官 ありがとうございます。

そうしましたら、早速でございますが、無藤先生、会長席に移っていただきまして、議事進行をお願いできればと存じます。

(無藤委員、会長席へ移動)

無藤会長 今、御指名を頂戴いたしました無藤でございます。

昨年度までの2年間、まとめ役を務めさせていただきました。まとめ役といいますが、司会者のようなものですので、特に私が何かしたわけでもないのですが、先ほど有村大臣に御挨拶いただきましたとおりですが、2年間いろいろありましたけれども、最終的に今年度より新しい制度が実施に至って、しかも当初の7,000億円、本年度については5,000億円ほどですが、ともあれ7,000億円というものに至る予定どおりの額が出たということで、大臣の皆様方、事務局の皆様方に私としては大いに感謝し、また、特にここには継続して委員をなさっていただいた方が多数いらっしゃいますけれども「小異を捨てて大同につく」といいますが、小異どころではない、かなり大きな違いがあると思っておりますが、あえて日本の子どもたちのために、この制度のために尽くしていただいたことに改めて御礼申し上げます。

この新しい2年間というのは、当然ながら、制度の実施に伴うことのみならず、情勢があらうと思っておりますので、後で具体的には事務局から説明があると思っておりますけれども、特に自治体において、あるいは各現場において、もしかしたら混乱もあるかもしれませんので、お立場からいろいろそういう情報を出していただきながら一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事ということでありますけれども、最初に会長代理の指名というのがございます。

子ども・子育て会議令第2条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」とされてございます。会長の指名により会長代理を置くということが定められております。

私としては、佐藤博樹委員を指名させていただければと存じます。佐藤博樹委員も前期からの引き続きということで、ぜひよろしくお願いいたします。

では、お引き受けいただくということで、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、そちらのほうに御移動をお願いいたします。

(佐藤博樹委員、会長代理席へ移動)

無藤会長 続きまして、子ども・子育て会議基準検討部会について、事務局より説明をお願いいたします。

長田参事官 お手元の資料3をごらんいただければと思います。

この子ども・子育て会議のもとには、既に2年前の4月の段階で会議決定いたしました子ども・子育て会議基準検討部会というものを設置することとされております。

この基準検討部会の検討事項は「2. 検討事項」に記載のとおりでございます。いわゆる公定価格の基準でございますとか、幼保連携型認定こども園の基準など、こういったことについて、この間も議論をしていただいたところでございます。

今般、非常に形式的な内容でございますが、後ほど詳しく御説明させていただきますけれども、内閣府に子ども・子育て本部という組織変更がございましたので、それに伴う形式改正をさせていただければと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

子ども・子育て会議基準検討部会の設置についての改正は、案のとおりということでしょうか。

(「はい」と声あり)

無藤会長 その部会でありますけれども、親会議の議論との密接な連携が不可欠であると思いますので、部会長は私のほうで兼務させていただければと存じますので、よろしくをお願いいたします。

子ども・子育て会議令第4条第2項では「部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する」とされてございます。

部会に属すべき委員及び専門委員の選任につきましては、後日御連絡をさせていただければと思います。

それでは、次の議題でありますけれども、委員の改選後初の会議ということでありまして、事務局より、政府の推進体制を含む子ども・子育て支援新制度の概要、当面の審議の進め方、その他報告事項等について説明をお願いいたします。

三上参事官 子ども・子育て本部で総括参事官を拜命しております三上と申します。よろしくをお願いいたします。

資料4に基づきまして子ども・子育て本部について御説明申し上げます。

まず「1. 本部の設置根拠及び所掌事務」について御説明申し上げます。

子ども・子育て本部は、平成24年8月に制定されました子ども・子育て関連3法、1つ目の の にございます3つの法律のことを指しておりますけれども、この3法の中の整備法に基づきまして内閣府設置法を改正する形で、新制度の施行にあわせてこのたび発足したものでございます。

所掌事務でございますが、ざっくり申し上げますと、1つ目が「少子化対策及び子ども・子育て支援策に係る企画立案・総合調整」でございます。内閣府の設置法で申し上げますと、第4条第1項の関係の19号の事務でございます。こちらは内閣を補助する立場から行う事務でございます。

その下の4つのポツ「少子化社会対策大綱の作成・推進」「子ども・子育て支援法に基づく給付等の実施」「児童手当の執行」「認定こども園法に基づく制度の運用」は第4条第3項に規定されてございまして、こちらは法律の事務を施行するという性質のものでございます。4ページに参照条文を付けてございます。

文科省、厚生労働省との役割分担のイメージにつきましては、3ページに色刷りのポンチ絵がございます。

上にございますのが、ただいま申し上げた業務を所管する子ども・子育て本部でございまして、厚生労働省は左側の下の丸囲み、文部科学省は右下の丸囲みでございまして、それぞれ、児童福祉法に基づく事務、学校教育法体系との連携という意味で、認定こども園法に基づく事務など共管している部分などもございまして、連携しながら総合調整を図りつつ事務を推進してまいるということでございます。

「2.本部の組織について」でございます。発足時における本部の体制は以下のようなイメージでございます。

本部長は有村内閣府特命担当大臣でございます。

副本部長を設けてございまして、資料で申し上げますと、5ページにある内閣府本府組織令第40条で「内閣総理大臣の指名する副大臣をもって充てる」ということになってございまして、赤澤副大臣が総理の指名を受ける形で副本部長を御担当されております。また、組織法令上は出てまいりませんが、通常の業務と同じように、担当政務官である越智政務官からの御指導などもいただく形としております。

事務的なトップという意味では統括官を設けてございまして、こちらのほうは共生社会政策担当の政策統括官が兼ねる形になっております。

以下、審議官2人、参事官4人といったような体制でございまして、2ページのほうに各参事官の役割分担などもざっくりごらんいただける形でイメージ図をつけてございます。

このほかに文部科学省、厚生労働省のほうに審議官以下、従前の施行準備室と同様の形で併任をかけてございます。

常駐の職員数としては47名ということでございまして、このほかに政策調査員ですとか、自治体からの行政実務研修員なども加えて、相応の規模の組織として立ち上がってございます。

私からの説明は以上でございます。

長田参事官 引き続きまして、資料5に基づきまして、新制度の概要ということで、継続の委員の皆様はもちろん、新任の方もそれぞれのお立場で新制度にかかわってこられた方なので、改めて繰り返す内容ではございませんが、初回ということでもございますので、

少し簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

資料5をおめくりいただきますと「子ども・子育て支援新制度のポイント」と書かれております。

この新制度は、消費税の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めまして、それ以外のものも含めて1兆円超程度の財源確保を目指して、しっかりとした財源の裏づけのもとに子育て支援の量の拡充、質の向上も図っていかうというものでございます。この間、子ども・子育て会議は、特に量の拡充はもとより、質の向上ということにこだわった議論を進めていただいているところでございます。

この新制度は、実施主体が市町村ということになっておりまして、3ページでございますけれども、全ての市町村が、5年間の計画ということで、各地域におけるさまざまな子育て支援のニーズもしっかりと把握していただいて、それに基づく適切な供給計画をつくっていただき、計画的に進めていただくという仕組みでございます。

4ページ以下が予算の関係でございます。

冒頭、有村大臣からもございましたが、消費税引き上げ延期ということで関係の皆様には大変御心配をおかけしたところでございますけれども、平成27年度スタート段階から0.7兆円の消費税財源を想定して、実施しようとしていた事項を全て実施できる形での予算措置が図られております。

4ページの右側のグラフを見ていただきますと、消費税引き上げ財源の使い道が書かれておりますが、中ほどに赤字で「社会保障の充実」と書かれております。消費税が10%に上がったときの使い道といたしまして、そのうちの2.8兆円分、消費税率換算で大体1%部分が社会保障全体の充実に充てられるということになっており、そのうちの0.7兆円程度が社会保障4分野のうちの子どもの分野に回ってくるということが決められているところでございます。

平成27年度に目を転じていただきますと、8%にとどまっているということで、社会保障全体に充てられる充実分が1.35兆円にとどまっているわけでございますが、子育て支援最優先だということでございまして、次の5ページをごらんいただければと思いますけれども、当然、全体のパイが縮小しているわけでございますので、全てをやるというわけにはまいらないわけございまして、平成27年度予算におきましては、5ページの下の方の「限られた財源の中で上記の対応を行うための方策」ということで、年金関係、介護関係については少し我慢をいただきまして、子育てに優先的に振り向けていただくことによって財源確保が図られたということでございます。

また少しおめくりいただきまして、8ページでございます。

先ほど来、私、0.7兆円と申し上げておりますが、実際に平成27年度予算で措置された費用、これは国、地方合わせての額でございますけれども、0.5兆円ということでございます。

なぜ0.7兆円の内容が0.5兆円の予算でできるかということについて説明した資料になっておりますけれども、もともとこの0.7兆円の使い道を御議論いただく際には、今、だんだ

んと保育のニーズがふえてきている途上にごさいますして、大体平成29年度ぐらいでピークを迎えるのではないか。すなわち、その時点で一番お金がかかるという想定のもとに財源の配分を考えたわけでごさいます。

したがいますして、この図でいいますと、AとかBという矢印が伸びて緑がかったところでごさいますけれども、平成29年度の段階で必要な額に対しますして、平成27年度段階ではまだ量拡充の途上にありますから、その部分がかからなくて済んでいるというような事情が一つごさいます。

一方、左側に目を転じていただきますと、同じく平成29年度段階で私立幼稚園がこの新制度で9割移行していただいた場合にも対応できるような形で配分の議論をさせていただいたわけでごさいますけれども、初年度、なかなか情報が不確定な中で決断いただけなかったという部分も多くごさいましたので、2割程度ということで見込んでおりますので、その2割と9割の差分というものが平成27年度段階ではかからずに済んだということでごさいます。

逆にいいますと、これは平成28年度から29年度にかけまして、さらに費用が必要になってくるということでごさいます。私ども、平成28年度予算編成の課題といたしましては、当然、平成27年度に確保した質の向上の水準をしっかりと確保していくということが第一義であろうと思っておりますので、量の拡充でごさいますとか、私立幼稚園の移行に対応した予算を確保していく。ただし、消費税が引き上がるのは平成29年度でごさいますので、消費税が引き上がらない、歳入がふえない中で、まずその対応を講じる必要があると考えております。

さらにその上に1兆円超の財源確保ということで、もちろん私どももしっかりとそこに向けて声を上げ続けていきたいと思っておりますけれども、その確保の先に1兆円超の財源確保という課題があるということで認識しているところでごさいます。

10ページでごさいますけれども、さらなる財源確保が図られた場合には、さらにどういったことができるかということでごさいますして、「質の向上」という欄を見ていただきますと、のところが既に平成27年度段階から対応できている部分ということでごさいます。

の部分が、今は対応ができていない、さらなる財源が確保できたときに手が届くというもの。がついているものについては、例えば処遇改善3～5%と書いてありますが、現時点では3%の給与改善ということでごさいますして、これにさらなる財源確保が図られれば3%が5%まで上げられていく。そのような形でごらんいただければと思います。

新制度の概要の詳細につきましては、お手元に置かせていただいております閲覧用のファイルのほうに詳しいものを入れさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、資料6「平成27年度における子ども・子育て支援新制度の施行に係る取組方針案」でごさいます。

制度の施行を担当させていただく私どもとして、こういったことを重点的に取り組んで

いくのか。また、それとの関連で子ども・子育て会議をどういった形で運営させていただくかということにかかわるということで、この資料を用意させていただいております。

平成27年度におきましては、率直なところ、かなりタイトなスケジュールの中で急ピッチで制度設計を進めてきたというところもございますので、その詳細につきまして、自治体、事業者、利用者にまだ十分届き切っていないという面があると認識してございますので、まずは新制度の理解促進、浸透にしっかり努めていきたいと思っております。

また、当然、こういう制度というものは、しっかりと機能してこそでございますので、この制度の施行状況の把握をしていただきまして、自治体の皆様の協力のもと点検・評価を行いながら、そこで把握された課題に適切に対応していきたいと考えておりました、そういったことを通じまして、制度の円滑な施行に取り組むことを基本的な方針ということで考えております。

「主な取組予定案」でございますが、これまでも繰り返しこの制度の実施主体となります自治体の関係の皆様方への説明会の開催を重ねておりますけれども、既に本年度、第1回を開催し、今後も適時のタイミングで対応したいと思っております。

また、ちょうど1年ちょっと前ぐらいに、私立幼稚園の関係の皆様方からのさまざまな御不安の声をいただいて、それを踏まえて、各自治体の皆様に特にお願いしたい内容を通知させていただきましたが、その内容が適切・妥当に対応していただけているのかということにつきまして、現在フォローアップの調査をかけさせていただいております。またその内容が整理されましたら、当会議にも御報告をさせていただきたいと思っております。

現実の時期は未定ではございますけれども、私立幼稚園につきましては、新制度に入っていくのか、従来の私学助成の枠組みで運営されるのかということについて、選択する仕組みとなっております。当面、毎年度、意向調査をさせていただくということになっておりますので、そういったことも適切に対応してまいりたいと思っております。

次の「地方版子ども・子育て会議取組事例調査」でございますけれども、この計画は、当事者参画のプロセスを経て、各自治体の計画をつくっていただきたいということでございます。

そういったことで、関係当事者のこの会議を活発に活用して取り組んでいただいている自治体の好事例もございますので、当然、計画をつくって終わりということではなくて、第2ステージとして点検・評価が重要になってくるということでございますので、好事例を共有する中で、引き続きこの計画の点検・評価に資するという観点から、このような調査を予定しております。

施行状況の把握ということで、できれば47都道府県全部回らせていただきたいと思っておりますけれども、各都道府県に参らせていただいて、そこに各市町村の御担当の方々に集まっていただいて、今どういう状況なのか、何が起きているのかの把握に努めまして、その結果を踏まえて、制度の改めでの周知が必要な面、あるいは少し運用に課題が見られ

て、多少運用を見直すべきことをしっかり見きわめながら、さらに、例えば基準のレベルを考えないといけないというようなものが生じた場合には、当会議にお諮りさせていただければと思っております。

裏面でございますが、制度の周知ということでございますと、パンフレット類のたぐいもそうでございますけれども、国の職員だけでそれを隅々まで対応するというのは現実的ではございませんので、自治体や地域の中でこの制度を理解し、深めていただけるような人材を育成させていただくことが非常に重要であろうと考えておりました、昨年度も3カ所ほどやらせていただいて、かなり好評をいただいたのでございますが、何分箇所数も限られてございましたので、今年度は8カ所でより幅広く実施していきたいと思っております。

こういったことなどを通じまして把握された施行状況についての適宜のタイミングでの御報告、また、必要に応じた公定価格等の検討について、適宜のタイミングで開催させていただくことを想定しておりますが、具体的な開催のタイミングでございますとか、頻度につきましては、会長、会長代理、また委員の皆様様の御意見も踏まえながら御相談をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料7をごらんいただければと思います。

先に3ページをごらんいただければと思いますが、当子ども・子育て会議の議論の過程の中で、新制度の対象となる施設とか事業者が守っていただくべき基準として運営基準の御議論をいただきました。

運営基準の中では、施設・事業者が、事故が起こった場合に行政に報告をするということが義務として掲げられたわけでございますが、その議論の過程におきまして、当然、事故の報告を受けるだけで終わっては意味がないわけでございます。当然、その事故をきちんと再発防止につなげていくということが大事になるわけでございますので、受けた事故報告の内容をどういった形で教訓として共有していくのかとか、その内容をしっかり検証していくのかということについて、さまざまな論点を提示していただきました。その内容が3ページ目に書かれたものでございます。

時間の関係もございまして、この場では一つ一つは御説明いたしませんけれども、この論点を踏まえまして、なかなか子ども・子育て会議での御議論で尽くせる内容ではございません。非常に重要な課題でもございまして、別途の検討会を立ち上げるということにいたしました。

それがお戻りいただきまして1ページ目の内容でございまして「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」というものを昨年の9月に設置させていただきました。自治体の皆様、事業者の皆様、実際に保育事故でお子さんを亡くされた当事者の方、あるいは医療関係、法律関係の御専門家などにも御参画をいただいて検討を重ねてございます。

2ページの第3回というところに中間取りまとめということが書かれておりますけれど

も、この段階で、こういった事故が起こった場合に、こういった内容の報告をしていただくのかということを整理いただきまして、子ども・子育て会議にも一度御報告をさせていただいているところでございますが、今後残された論点といたしまして、第4回会議の欄を見ていただきますと4つの課題が掲げられております。

事故再発防止の検証等々でございますけれども、こういった点について引き続き議論を深めていただいているというところでございますが、秋ぐらいを一つの出口のイメージとして持っておりますが、こちらにつきましても、検討状況が一定進捗した段階でまた子ども・子育て会議にも御報告をさせていただき、気づきの点等ございましたら御指摘いただければと思っております。

長くなって恐縮でございますけれども、続きまして、資料8でございます。

平成27年4月1日、すなわち新制度スタート時点での認定こども園の数がこういった状況になったかということ、去る5月8日に公表させていただいております。

その結果でございますけれども、小見出しにございますように、前年度1,360件から倍以上の2,836件というような結果となっております。

公私別、類型別の内訳については、この表のとおりでございます。

この間、いわゆる認定こども園返上問題ということで大変御心配をおかけしたわけでございますけれども、全体数としては倍増という結果でございます。

ただ、残念ながら、2つ目の にございますが、認定こども園以外の施設に移行したところが128カ所ということでございます。率直なところで申し上げますと、各園の皆様は大体秋ぐらいには園児募集をしないといけないということで、公定価格の改善措置は予算編成過程でさせていただきまして、今年の1月時点で公表ということでございまして、その内容については、関係者からの一定の御評価をいただいていると認識しておりますが、どうしても園児募集の段階でそれをお示しできなかったということで、返上を決断されたという園が結果としては十分解消できなかったということかと認識しております。

いずれにしましても、認定こども園につきましては、引き続き内容の周知をしっかりと図っていただきまして、各事業者の適切な判断に資する対応をしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

なお、参考までに、裏面に都道府県別の状況も整理をさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。

岡参事官 続きまして、少子化社会対策大綱の説明をしたいと思います。資料9 - 1、9 - 2をごらんいただければと思います。

時間の関係上、資料9 - 1の概要で説明をしたいと思います。よろしゅうございますか。

少子化社会対策大綱でございますが、平成27年3月20日に閣議決定いたしました。平成16年、22年に続いて今回は3回目でございます。

考え方といたしまして、少子化の原因といたしまして、未婚化、晩婚化、晩産化が進ん

でいると思っておりますが、その中で、若い世代の結婚や子供についての希望が実現できるような取組を進めるといことが考え方でございます。

今回の大綱の特色でございますが、6つございまして、1つ目が少子化対策の基本目標を設定したこと、2つ目は重点課題を設けたこと、3つ目は子供への資源配分を大胆に拡充するとしたこと、4つ目は結婚や教育段階での支援を追加したこと、5つ目は多子世帯への配慮を盛り込んだこと、6つ目は男性の意識や行動改革を強力に促進することを盛り込んだこと、この6つが特徴になってございます。

では、具体的に大綱の説明をいたしたいと思えます。

まず「はじめに」でございますが、大綱をつくる際の考え方でございますが、少子化は個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響を与えるものであり、今や社会経済の根幹を揺るがす危機的な状況であります。

その中で、少子化危機というものは、解決不可能な課題ではなく、克服できる課題だと考えてございます。諸外国の例の中におきましては、子育て支援の充実や仕事との両立支援を行うことによって、低下してきた出生率が回復した例もございまして。その意味において、克服できる課題だと考えてございます。

直ちに集中して取り組むとともに、粘り強く少子化対策を推進していくということでございます。

結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべきと初めに書かれてございます。

「基本的な考え方」でございますが、(2)が大綱全体を通しての目標でございます。そして「個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくる」ことを基本的な目標として掲げてございます。

もちろん、言うまでもありませんが、個々人の決定に特定の価値観を押しついたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないということは十分留意する必要があると考えてございます。

(3)でございますが「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」の2つを両輪としてきめ細かく対応してございます。

(4)でございますが、今後5年間を「集中取組期間」と位置づけまして、次のページで掲げる重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入することとしてございます。

(5)でございますが、長期的展望に立って子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進することとしてございます。

ページをおめくりください。「重点課題」は5つございまして。

1つ目は「子育て支援施策を一層充実」ということございまして、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施などです。

2つ目でございますが「若い年齢での結婚・出産の希望の実現」ということございまして。

して、若い年齢において、経済的基盤の安定ということが大切でございまして、若者の雇用や、高齢世代から若年世代への経済的支援の促進ということを掲げてございます。

また、若い年齢での結婚の希望がかなう環境整備ということでございまして、結婚に対する取組支援というのを掲げてございます。

3つ目は、全ての世帯に加えまして「多子世帯へ一層の配慮」ということでございます。子育て・保育・教育・住居などの負担の軽減、あるいは、自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進などを掲げてございます。

4つ目は「男女の働き方改革」でございます。長時間労働というのは、男性の家事・育児参画を少なくして、それがまた少子化の原因の背景ともなっております。その中におきまして、男性の意識・行動改革ということで、人事評価の見直しとか経営者の意識改革や、あるいは男性が出産直後から育児できる休暇取得などを掲げてございます。

また「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍」ということで、職場環境整備や多様な働き方の推進というのを掲げてございます。

5つ目は「地域の実情に即した取組強化」ということでございまして、地域少子化対策強化交付金などの取組の支援を通じて、地域の強みを生かした取り組みなどを掲げてございます。

また、地域創生と連携した取り組みが重要だと考えておりますので、国と地方が緊密に連携した取組などもあわせて進めていこうと考えてございます。

次のページをおめくりください。「きめ細かな少子化対策の推進」でございまして、重点課題に加えて長期的な視点に立った対策を掲げてございます。

「1. 各段階に応じた支援」ということで、結婚、妊娠・出産、子育て、教育、仕事、それぞれの段階に応じた支援をしています。

まず、結婚でライフデザインを構築するための情報提供を掲げてございまして、その前提となる正しい知識をしっかりと個々人にお伝えすることによって、個々人が選択できることが重要だと考えていまして、教育のところでございますが、妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識をしっかりと伝えていきたいと思っております。

また、妊娠・出産というところでございますが、子育て世代包括支援センターの整備、あるいはマタニティハラスメント、パタニティハラスメントの防止などを掲げてございます。

次に「2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進」ということで、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくりということで、マタニティマーク、ベビーカーマークの普及、子育て支援パスポート事業の全国展開などを掲げてございます。

企業の取り組みということで、企業の少子化対策や、両立支援の取組の見える化や先進事例の情報共有、表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与などを掲げてございます。

「施策の推進体制等」でございまして、国の推進体制ということで、内閣総理大臣

を長とする少子化社会対策会議を中心に、まち・ひと・しごと創生本部と連携しつつ、政府一体で推進していくこととしてございます。

施策の検証・評価でございますが、次のページで数値目標を設定していますが、目標に基づいて検証・評価をしていきたいと思っております。

大綱の見直しでございますが、おおむね5年を目途に見直しを考えてございます。

最後のページをおめくりください。

「個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくするための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる」ということが基本目標でございます。

個別の施策の数値目標でございますが、ここに掲げられているのは主なものでございますが、子育て支援といたしまして、認可保育所等の定員については、2017年までに267万人、待機児童解消を目指す。

放課後児童クラブについては122万人、待機児童解消を目指す。

地域子育て拠点事業として8,000カ所、利用者支援事業で1,800カ所、一時預かり事業延べ1,134万人等々の数値目標が掲げられてございます。

男女の働き方改革ということで、男性の配偶者の出産直後の休暇取得率を80%まで伸ばしたいと考えてございます。

簡単な説明でございましたが、少子化社会対策大綱の説明は以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

以上の御説明は、基本的には御報告ということでございます。

それでは、今日の残りの時間、70分ぐらいになっておりますが、冒頭、事務局からもお話がありましたが、初回ということもございますので、委員の皆様全員からそれぞれに御発言をいただければと思います。自己紹介も兼ねて、この制度の全般、あるいはこれから2年間というところをお願いしたいと思います。

ただし、今日は委員の皆様30人の出席のようでありますので、大体1人2分ぐらいですね。2分30秒話すとちょっと困るぐらいの際どいところなので、よろしく願いいたします。

佐藤博樹会長代理 会長は議事進行なので、私はタイムキーパーをやります。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤博樹会長代理 ご発言が2分を超えたら2分ですと言いますので、会長は気にせず進行だけやっていただければ。

無藤会長 ありがとうございます。

前回からいらっしゃる方はよく御存じでしょうけれども、2時間というのは非常に短くて、前は、3時間と言ったのに3時間半やったときもあります。

佐藤博樹会長代理 誰か1人がルールを崩すと、ずっとそうになってしまいますので。

無藤会長 できる限りということで、よろしく願いいたします。

それでは、秋田委員から順番でよろしいですか。お願いします。

秋田委員 アイウエオ順の初めなので、ちょっとプレッシャーがかかっていますが、御紹介にあずかりました東京大学の秋田と申します。

前期からの委員をさせていただいておりますが、今回の子ども・子育ての新制度は、戦後最も大きな制度改革でございます。

ただし、先ほども御紹介がありましたように、質の向上に関して財源がまだまだ十分ではないと考えております。子ども・子育て支援制度が、親だけではなく、本当に子どもの良質な保育に届くためのあり方を議論していくことが必要だと思っております。

そのために、1点は、先ほど新制度普及啓発人材育成研修という御説明がございましたが、単に制度の説明に終わらず、こうした方が地域の子育ての輪、保育の質向上のためのキーパーソンとして育っていくようなことを考えていただくことが大事だと思います。

また、私は大学の教員ですが、今回、養成校に勤務する教員たちが新制度についてよりよく理解し、これからの保育や幼児教育を担う先生たちが保育や制度を理解して、安心して保育ができるような形を今後検討していただきたいと願っております。保育者は保育の質向上の鍵でございますので、その生涯にわたる専門性向上のための職能階梯（キャリアラダー）というものを今回はきちんと検討いただけたらよろしいのではないかと考えております。

多分2分以内で終わったのではないかとと思います。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございます。

次は関代理人、お願いいたします。

関代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会、岩城眞佐子会長は、今日、公務のため欠席させていただいております。代理の副会長の関美津子と申します。よろしく願いいたします。

先ほどの御報告にもありましたように、今年度、認定こども園が倍増ということで、公立も倍増しております。このことは幼児教育と保育を共に充実させ、一体的に提供していくということの表れだと思っております。

公立幼稚園からも本当に多くが認定こども園に変わりました。本会でも会の名称を「全国国公立幼稚園・こども園長会」と変更いたしました。

量の拡充から質の向上ということが今後の課題になると思いますが、環境整備ということだけではなく、教育・保育内容の充実ということをしっかり行っていくべきだと考えております。

私は東京都の園長をしておりますが、東京都の国公立幼稚園・こども園長会には、今年度、保育園型のこども園の園長先生が会員としてお入りになりました。一緒に研究・研修をしていきたいという熱い思いだと思っております。

今後、国公幼は引き続き研究・研修を充実させ、各園がそれぞれの地域でその成果を発信していきたいと考えております。

最後になります。今年度は先ほどもありました保育料の確定がちょっと遅くなりましたので、3月末の段階で大量に入園辞退というような幼稚園があったと聞いておりますので、今年度はそのようなことがないようにお願いしたいと思います。

新制度が子どもにとって、子育てにかかわる全ての人々にとって、より充実していくような取り組みをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、王寺委員、お願いします。

王寺委員 全国認定こども園協会の副代表をしております王寺です。前回の会議で古渡が委員となっておりますが、交代いたしまして今回から初めて参加させていただきます。

まず、今度の4月の制度について、子どもと懸命に子育てを頑張っている親に光を当てていただいたことに大変感謝したいと思っております。

ただ、まだ始まったばかりで、運用に当たっては全国各地で混乱を招いているということは、いろいろなアンケートをとりまして、私ども協会のほうにも多々寄せられているところでございます。

しかし、私たちは、この制度をこの国の未来を担う子どもたちをどのように国全体で支えていき、育てていくかという大義の中において、このことが人口減や地方創生に大変力を与えてくれるものと信じております。

ですから、今後この運用を確実なものとするために、私どもは認定こども園という団体ではございますが、保育所や幼稚園並びに子どもたちにかかわる全ての施設とともに、この会議を通じてすばらしい制度になっていくように努めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、大日向委員、お願いします。

大日向委員 恵泉女学園大学の代表です。

新制度がスタートして2カ月近く、各地を回ってこの制度のことをお話しいたしますと、本当にいいものができたと喜んでいただけるのですが、一方、残念ながら、知らないという方もまだまだ少なくありません。周知の徹底が必要だと思っております。

当然のことではあるのですが、スタートしたばかりですので、自治体間の取り組みにいろいろな違い、格差も出ております。そういう意味も含めまして、先ほど御説明のありました資料6の今後の取組方針に書かれている一つ一つは、ぜひとも強力で推進していただきたいと思っております。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会の奥山と申します。再任ということで、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほど来、子どもの最善の利益を守ることが出てきております。地域の子育て支援の現場のほうでは、子どもの最善の利益を守る観点から、子どもにとって保護者の影響力が非常に大きいということを実感しております。

従いまして、支援者など第三者が、親とともに子どもたちを守り、育んでいくという視点がとても欠かせないと感じております。

ただ、保護者との関係構築というのは非常に時間がかかりますので、そういった意味で、地域子育て支援で日常的なかかわりを持ちながら、個々の家庭に向き合うということにこれからも力を尽くしていきたいと思っております。

貧困のことも含めて、家庭の問題が非常に多様に複雑化しております。そうなりますと、なかなか行政の施策だけでカバーできないところがあると思います。親を含め、市民の力もつけていながら、地域の開拓、地域の皆さんの家庭へのまなざし、そういったところも一緒に温かいものにしていくためにも、ぜひ行政の皆様も市民とともにという視点でこの制度を推進していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、井奥代理人、お願いいたします。

井奥代理人 全国知事会でございます。本日、公務により知事の出席がございませんので、代理として発言をさせていただきます。

全国知事会では、昨日、少子化対策の充実・強化に向けました緊急提言ということで、高知県知事より有村大臣に要望活動を行ったところでございます。本日の資料としてお手元に配付させていただいておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

私からは、ここにあります緊急提言に書いております子ども・子育て支援新制度のさらなる改善に向けまして、各県から幾つか意見が出されておりますので、触れさせていただきたいと思っております。

初めに、政府におかれましては、消費税率10%の引き上げが延期される中、新制度のスタートに必要な財源の優先確保を図っていただき、新制度が当初の予定どおり4月から施行されましたことに知事会として改めて感謝を申し上げます。

新制度では施設利用に伴う給付費が一元化されたことによりまして、保護者の皆様にとりまして、就労と子育ての状況に応じて施設を利用する際の選択の幅が広がりますとともに、地域型保育給付の創設などにより、3歳未満児に対するきめ細やかな子育て支援サービスの拡充が図られることとなりました。

一方で、施設型給付につきましては、今回、加算等の増加や支給認定の認定区分が細分化されましたことで、きめ細やかな対応が可能となったところですが、現場を預かる自治体では、給付費の算定、支給認定の変更の際の事務処理などの増加による混乱や、保護者や施設に対する情報提供といった面で十分に手が足りていないといったような声も一部で

聞いております。

また、1号認定の子どもにかかる施設型給付につきましては、当分の間、国庫負担を伴う全国統一費用部分と国庫負担のない地方単独費用部分の組み合わせで施設型給付として支給されることになっており、この部分は非常に制度が複雑になっております。

国におかれましては、各自治体における新制度の運用が早期に円滑なものとなり、平準化されますよう、引き続き自治体への丁寧な説明と速やかな情報提供への御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員、お願いします。

柏女委員 淑徳大学の柏女と申します。

子どもの福祉を担当している立場から発言を続けてまいりました。また、保育士等の養成校にも勤務しておりますので、その視点からも発言をしてまいりました。再任されたので、今後ともよろしく願いいたします。

まずは、子ども・子育て支援新制度が動き出したことを歓迎したいと思います。この制度は、いわゆる包み、支え合うインクルーシブな社会をつくっていく。そのための包括的、一元的な仕組みをつくるという、いわば社会づくり政策と幼児期の教育の振興という人づくり政策、この2つをあわせ持つ制度だと思っています。私は主として社会づくりの視点から発言をしてまいりました。

今年には社会福祉基礎構造改革から15年の節目に当たります。このときに子ども・子育て支援新制度が創設されて、利用者の尊厳を重視し、権利を強化していく。そういう個人給付の仕組みが、高齢者、障害者に続いて子ども・子育て分野にも導入されていく。

また、財源の流れが一元化に向けて一步を踏み出していったこと、消費税も追加投入されることになって、社会保障の一環としてこの制度が充実されるようになってきたこと、こうしたことはとても大きく評価されることではないかと思っています。

一方で、この制度は子どもの特性に配慮したこともあって、井奥代理人がおっしゃったように、やや複雑になり、包括的、一元的体制に向かう過渡期ということもあって、行政、事業者、利用者の負担は、今のところ大きいのではないかなと思っています。

まずは、この制度がどこに向かうか見きわめが必要だと思いますし、羅針盤をはっきりさせて、かじ取りをしていくことが必要だろうと思います。

続いて、残された課題に対する取り組みもそろそろ開始しなければならないのではないかと。この制度は、幾つかの点で見切り発車をしてスタートしております。子ども・子育て財源の統合という点でも、まだまだ課題が残っております。

また、実施主体についても、市町村を中心に再構築をしていくというようなことも大きく幾つか課題がございます。こうした課題について、この会議で取り組んでいけることを期待したいと思っています。

以上でございます。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会、宮下委員にかわりまして、専務理事の加藤が出席をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず新制度の構築に向けて、関係の皆様の御努力に敬意を表したいと思います。

本協会としましては、新制度における幼児教育の質について、大変関心を持っております。どの子どもにも良質な幼児教育、その質の向上に向けて、どのような仕組みがさらに構築できるのか。ということです。

今までは人をどう充てるかとか、そういう財源のことが議論の中心であったかと思いますが、これからはその内容について、園内での研修、園外での研修など、1号、2号、3号の子どもたちが健やかに成長できるように、園内にどのように仕組みを構築していくことができるか、この国の会議においても考えていきたいと思っております。

本協会も、研修に関してはさまざまに御協力できるのではないかと考えております。

また、私立幼稚園では、基礎自治体を超えて子どもたちが通園している実態が多くあります。都道府県における広域調整など、まだまだ課題もあろうかと思っております。またそのあたりもこれからしっかりと議論できればと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

では、駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。2分ということなので、挨拶は抜いていきなり提案したいと思います。

配られている資料のもとに、2点に絞ってお話しします。

1つ目なのですが、里親や養親が育休を取れないという件を何とかしていただきたいと思っております。現状、日本の社会的養護、施設養護の割合は非常に多くて、家庭的養護の割合が少ないのですけれども、そこで課題になっているのは育休の壁です。

里親になって育休が取れない。特別養子縁組の養親になって育休が取れないという状況になっていますから、それが一つのハードルになって家庭養護になかなか広がっていかないという状況になっていますので、これを何とかしていただきたい。

折しも、育児・介護休業法は5年ごとに見直しなのですけれども、ことしが見直し時期なので、これはチャンスですので、ぜひ育休を里親や養親にも提供していただきたいと思っております。

2つ目です。5月7日に「news every.」で一時保護所の特集がありました。そこでは虐待を受けた子どもたちを保護するはずの東京都の一時保育所で、子どもたちが虐待されているという状況が報道されました。これは非常にショッキングでした。

例えば被虐待児と非行児を同室に入れているとか、子ども同士は会話禁止、あるいは目

を合わせるのも禁止とか、30分でグラウンドを100周させるとか、これは過剰な指導ですよ。こういった状況が実際に本当にそうかと思って、そこに入った人に聞いてみたら、本当にそうだということだったので、これは本当にまずいなという状況です。

実際、日弁連とかもこれは人権侵害なのではないかということで勧告を出しているのですけれども、5年前に出しているのですが、そのころから一向に変わっていないという状況らしいので、ぜひ厚労省のほうからこうした状況を実態調査していただいて、虐待を受けた子どもたちを助けていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

それでは、次に、佐藤栄一委員、お願いいたします。

佐藤栄一委員 宇都宮市長の佐藤栄一でございます。全国市長会から推薦をいただきまして、就任いたしました。

新制度でありますけれども、全ての子育て家庭に対して、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援を充実するというすばらしい理念が掲げられています。スタートしたばかりでありますので、今後、量的拡充と質の改善を着実に実現していかななくてはならないと考えておりますが、今年度より委員の一人として全国市長会の取り組みや本市の現状などについて報告をさせていただきたいと思っております。よりよい制度となるよう、貢献させていただきたいと思っております。

今回のスタートに当たって、事業者の方、保護者の方々と懇談をさせていただきましたが、導入に当たっての課題の一つとして、やはり利用者への周知のおくれがあったかと思っております。

施行に向けては、国の示す基準に沿って各市町村が条例の制定、支援事業計画の策定、支給認定事務などさまざまな準備を進めてきましたが、国の基準、公定価格が示される時期がおくれたため、事業者が新制度に対して戸惑いを持ったのではないかなと思っております。

本市では、限られた期間の中で丁寧な説明を心がけて、市内各地区で市民説明会を開催いたしました。各市町村におきましても、利用手続や保育料などについて、保護者への情報提供に十分な期間がとれませんでした。今年度以降も引き続きまして丁寧な周知、広報の継続が必要であると実感しております。

今後の会議におきましては、新制度の実施主体として制度の仕組みや運用における問題点・課題点をしっかりとお伝え申し上げたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございました。

では、佐藤秀樹委員、お願いします。

佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。昨年度に引き続きこの会議に参画させていただきます。よろしくお願いいたします。

先ほど長田参事官から新制度のポイントについて述べられた中で、新たな追加の恒久財

源の確保について、ぜひ努力をなさっていただくことを重ねてお願い申し上げたいと思います。

新制度がスタートして2カ月弱ですが、さまざまところがまだ整理しきれていないと思っています。この国で生まれ育つ全ての子どもたちが、施設においては、例えば「幼児」と呼ばれ、「児童」と呼ばれ、「園児」と呼ばれています。この国の全ての子どもたちに一貫した一つながりの保育というものが必要だと私は思っています。

そのための仕組みの端緒はこの4月からスタートしましたが、これを整理しながら、成熟した制度にしていくことをお願いしたいと思います。

ほかの委員のご発言でもありましたが、子ども・子育て支援新制度の「新」という言葉が、できるだけ早く取れて、新制度が成熟して全ての子どもたちに充実した仕組みとして提供できるようになることを願って、会議に臨んでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、高尾委員、お願いします。

高尾委員 一般社団法人日本経済団体連合会子育て支援部会長の高尾でございます。

私は、この分野の議論につきまして、社会保障審議会の少子化対策特別部会に参画しました2009年6月から数えますと、かれこれ6年ほどかかわらせていただいております。関係の皆様におかれましては、これまで大変な御苦勞を重ねられてきたかと存じます。

本年4月より新制度が本格施行されたということは、非常に喜ばしく感じております。

安倍政権につきましては、女性の活躍促進を成長戦略の柱と位置づけるとともに、少子化を我が国の根本を揺るがしかねない危機であるとして、さまざまな取り組みを展開しておりますが、新制度はその両方の政策目的を実現する上で重要な役割を果たします。

この観点から、今後、新制度が初期の目的を達成しているかどうかということについて、この子ども・子育て会議において点検をしていく必要があると思っております。

一方、女性の活躍促進、少子化の解決ということにつきまして、企業としましても恒常的な長時間労働の見直し、あるいは従業員のワーク・ライフ・バランスの実現など、みずから課せられた課題であると認識しております。

今日の資料9 - 1にもありますとおり、男女の働き方の改革など、これらは社会的な要請という側面もございますが、労働時間当たりの生産性を高めるという経営上の極めて重要な課題でもございます。

今回新たに出されております人事制度の見直しなど、今後の取り組みを注目したいと思っております。

取り組みはまだまだ道半ばでございますけれども、経営のトップの意識は確実に変化してきておりまして、それぞれが切磋琢磨して取り組み内容を競い合う段階に入ったのではないかと思っております。企業としましても、みずからの課題解決に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

無藤会長 恐縮です。ありがとうございました。

では、高橋委員、お願いします。

高橋委員 ありがとうございます。前回に引き続きまして、子ども・子育て会議の委員として参画させていただきます、日本労働組合総連合会の高橋睦子と申します。

働く私たちにとっては仕事と子育ての両立支援、子どもたちにとっては全ての子どもの育ちと子育てを社会全体で支える、このような総合的な支援体制が4月からスタートしたということについては、本当に感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、都市部を中心として待機児童の問題がまだ解消されないため、働く女性にとって、出産後、職場復帰が一大の難問でございまして「保活」とも報道されており、まだまだ大変だという声が聞こえてきますので、その面でもまたよろしくお願ひしたいと思います。

今年度の予算は0.5兆円となりました。保育所の保育士等の給与改善や職員配置の改善、放課後児童クラブ常勤職員の処遇改善などがまだまだ不十分な状態に置かれていると思います。量的拡充と質の向上を実現するためには、さらなる財源確保をよろしくお願ひしたいと思います。

今回、少子化社会対策大綱が出されましたが、初めに人口減少国家というようなところから触れられておりますが、当然、このような視点も必要ですが、5年前に策定されました「子ども・子育てビジョン」の全ての子どもの育ちと子育てを切れ目なく包括的に支えていく、社会全体で子育てを支えていくという理念。つまり、子どもが主人公、「チルドレン・ファースト」といった政策を基本にした理念を大事にしながら、本会議に参画をしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、塚本委員、お願ひいたします。

塚本委員 公益社団法人全国私立保育園連盟の塚本でございます。前委員の橘原副会長からバトンタッチしまして、参画させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

実は全私保連では常務理事ということで保育制度の担当をしておりますが、自園のことで恐縮ですが、この制度の施行とあわせまして、私どもの保育園を幼保連携型認定こども園に移行いたしました。

1号認定の子どもを15名受け入れまして、3歳児11名と4歳児4名ですが、今、3歳児は0歳から保育園で育った子どもと新たな1号の子どもが同じクラスで生活を始めておりまして、その違いにほほ笑むような毎日でございます。

あわせまして、こうしたことによりまして、法人に併設しております児童養護施設の子どもも私どものこども園のほうでお預かりするということになりまして、より手厚く保護

やケアが実践できることを大変うれしく感じているところでございます。

佐藤委員からもありましたけれども、1兆円超の財源確保については、ぜひ今後もお力を尽くしていただいて、何としても実現していただきたいとお願いしたいと思います。

月並みではございますけれども、この新制度を施行していただきまして、これが子どもの健やかな育ちを保障し、保護者の子育て支援、地域の子育て支援の充実、そして、何よりも保育者の働く環境の改善につながる制度になるようお願い申し上げて、私はこれから保育現場の声をこの会議で発言させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会から参りました月本です。前回に続きまして参加させていただいております。

前回からの実感を申し上げたいと思います。

私は保護者という立場でこちらに参加させていただいておりますけれども、実際、保護者の方に、この会議であるとか、施策がなかなか行き渡っていないように思います。

私は私学の幼稚園に通わせている保護者の皆様と接することが多いのですが、働きたいお母さんばかりでもなく、自分の手で自分の家で子育てしたいとおっしゃるお母様もたくさんいらっしゃいます。どの子どもにもとおっしゃるのであれば、家庭で安心して子育てに専念できる保護者、母親にも手厚い保護をしていただきたいと思うのが今の実感です。

なかなか母親同士、保護者同士が意見を取り交わす場が少ないのですけれども、ここに来てみると、その生の声がここには伝わっていない、私たちの周りの保護者の声は伝わっていないように思いました。せっかくこの場をいただいたのですから、そういう保護者の声もここに届けて、この先、改善していけたらなと思っております。どうぞ2年間よろしくお願ひいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、坪井委員、お願いいたします。

坪井委員 全日本私立幼稚園連合会から、今回新しく参加させていただいております坪井と申します。よろしくお願ひいたします。

今回スタートしたこの制度がよりよいものになるようにという立場で、いろいろ細かい話もさせていただきますけれども、よろしくお願ひします。

予想されたとおりといいますか、現場は大混乱しております。まず、事務量が半端でないです。この点が1つ。

さらにもう一つ。4月の施設型給付が市町村から給付されましたが、基本的に100%出していない。基本分単価ぐらいいしか出していないところがほとんどです。中には4月分は出なかったというところもあります。これは調査をしていただきたいと思いますが、そう

というのが実態でございます。

給付が少なかった。これには原因がありまして、加算分の処理ができていない。事業所と市町村との間で事務手続が必要なわけですが、それが全くできていない。その分が後になった。それで、6割程度しか出ていない。

そうすると、4～6月は何とかしのいだとしても、6月末とか7月には夏のボーナスを職員に出さないといけません。ひょっとしたらこの資金が確保できないというような事業者が出てくる可能性が考えられます。こういうことが1園でも2園でもあると、制度全体に対する信用が失墜します。これは国の責任、市町村の責任として、そういうことがないようにお願いしたいと思います。

次に、市町村ごとにこの制度に対する取り組みの状況がすごく違う。すごく頑張っている市町村もたくさんあります。しかし、何もわからなくて、事務処理をほったらかしにしているという市町村があるのも事実です。

それをカバーするのが都道府県等の広域調整ということではないかなと思うのですが、それについても関心のない都道府県があります。国が想定したようにはなかなかうまく動いていないのかなと思います。

最後に一つ。やはり質の向上を図ることが非常に大事ですので、たくさんの先生方がおっしゃったように、質の向上に向けての検証をお願いしたいと思います。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

次は徳倉委員、お願いします。

徳倉委員 皆さん、こんにちは。ファザーリング・ジャパンから参りました徳倉でございます。

昨年度まで吉田が務めさせていただいておりましたが、私が本年度から担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

委員の皆さんを拝見させていただくと、子育ての当事者というのは実は少ないかなと思っておりまして、私、長男が6歳で小学校1年生です。児童クラブでございます。二男が4歳で、今、幼稚園でございます。長女が1歳、保育園でございます。

新制度を地で行っている家族ということでございまして、実は3月まで埼玉県上尾市に住んでおりました。県のほうの子ども・子育て会議、また、上尾市のほうも委員をさせていただきまして、ニーズ調査、条例の制定までかわらせていただいて、本当に現場の中でどのようなことが起きているかということは一応把握しているつもりでございます。

あわせて、この3月末に実は埼玉県から四国の香川県に家族で移住しまして、1人でまち・ひと・しごと創生と少子化対策みたいな感じになっておりますけれども、今回、都市型の保護者の観点、本当に待機児童が多い。いろいろな子育ての環境が大変な中の状態と、高松市に移りまして明らかに環境が変わってきている。また、自治体の反応もかなり違ってきている。

そういう中において、保護者という立場で、プロの保護者ではありませんけれども、実際に

事業者さんと保護者のコミュニケーションがとれているところ、とれていないところなどをファザーリング・ジャパンのネットワークを使いながら、もう既に子ども・子育て会議用にネットワークをつくりまして、今、全国の保護者がこういうことで困っているというような声を届けたいと思います。

今、事務量のお話がありましたが、結局、保護者と事業者とのコミュニケーションがとれていない。こういうところのそごなどをこの会議の中で、また、運営をしていく面において、こういうところの配慮をいただければという観点でお話をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、中川委員、お願いします。

中川委員 このたび委員として任命を賜りました、京都市北白川児童館の中川と申します。

京都市の児童館は、放課後児童クラブを児童館において実施いたしております。私は児童館の現場の職員として長きにわたって勤めてまいりました。

そんな中、昨年策定されました「放課後児童健全育成事業の設備と運営に関する基準」の策定についても携わらせていただきましたし、また、きょう、お手元に皆様方、参考資料としてございます「放課後児童クラブ運営指針」の策定についてもかかわらせていただく栄に浴することができました。

放課後児童クラブにつきましては、御承知のとおり、大変需要が高まっておりまして、京都でもそうですし、今、全国的に90万人を超える子どもたちが放課後児童クラブに通っております。

ただ、一方で、全国的に見ますと、放課後児童クラブの実情というのはさまざまございまして、私どもでも全国と同じ業務に携わる皆さん方とお話をしましても、え、そうなのというような、例えば職員の配置にしてもそうですし、子どもの定員についてもそうですし、あるいは1人当たりの子どもの面積についても、まさにまちまちでございました。

そんな中、何をどうしていったらいいのかということが現場にとって非常に喫緊の課題でございました。その喫緊の課題に応える今回の基準の策定であろうと思っておりますし、また、運営指針につきましては、基準は基準でこれはこのとおりなのでございますけれども、実際に現場で運営していくに当たっては、やはりもう少し具体的な中身についてのマニュアル、指針が必要であるということで、今回、策定させていただきまして、これも現場の皆さん方に大変喜んでいただけるのではないかなと思っております。

私は実は児童館の館長もいたしてございまして、児童館はなかなか注目を浴びることがないのですけれども、児童館というのは地域の全ての子どもを対象とするという、これはほかの施設にない、ある意味でいうと、日本の児童福祉施設の中では大変稀有な特徴を有していると思います。

今回の制度の中でも、例えばその特性を生かして、全ての子どもたち、全ての保護者の

ために実施できるさまざまな取り組みがあろうかと思っております。例えば子育て支援拠点事業であったり、あるいは利用者支援事業についても、児童館が力を発揮できるのではないかなと思っております。児童館、学童クラブ、放課後児童クラブともに頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

次は蜂谷委員、お願いします。

蜂谷委員 日本商工会議所若者・女性活躍推進専門委員会の委員であります蜂谷と申します。今期より委員に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

日ごろは企業の経営に携わっており、また、働きながらの子育ても経験してまいりました。この4月に私の子どもは、大学を卒業して社会人となりまして、その御恩返しをいささかでもさせていただく機会ではないかと思い就任した次第です。よろしくお願いいたします。

本会議では、商工会議所の推薦委員として、事業者側の立場としての意見を述べてまいりたいと考えております。

少子化対策については、現在、生まれた子どもが社会人として働くようになるまで、約18年ないし20年という年月がかかるということを考えると、本当に我が国において待たなしの状況であり、喫緊の課題であると実感しているところでございます。子ども・子育て支援を初め、各種対応策の構築を早急に進める必要があると思っております。

商工会議所といたしましても、昨年より若者・女性活躍推進専門委員会を立ち上げ、若者・女性の活躍推進に向け、また、子育て支援を初めとした課題の解決に向けて議論を行っているところでございます。

子ども・子育て支援につきましては、本年4月より新制度へ移行しまして、支援策の拡充を図るところでございますが、私も一委員として、より良い制度となるよう、また、運営ができるように少しでもお力添えできればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、宮島委員、よろしくお願いいたします。

宮島委員 初めまして。今回から参加いたします日本テレビ報道局解説委員の宮島香澄と申します。よろしくお願いいたします。

ふだんは社会保障や経済を中心の解説委員をしております。このテーマに関しましては、8年ほど前から社会保障審議会ですとか少子化の関連のチーム、幼保一体化などの議論にかかわらせていただいて、制度設計のベースのところにも携わらせていただいてきたので、今回、この制度がスタートということで非常に感慨を持っております。

私がこの議論に参加を始めたときには、私の次男は保育園児だったわけですがけれども、今、中学2年生になりました。この間、人口減の危機意識ですとか、少子化対策に国として乗り出すべきだという意識はもうかなり高まっていると思っております。

議論に参加していた初期ですとか、あるいは長男の保育園探しをしていた17年前に思っていましたのは、この国の保育というのは、ある条件にうまくはまればとても手厚くやってもらえるけれども、何かの条件がちょっと外れてしまうと非常に冷たいのだなと思っていて、「全ての子どもを」というのはそのときもスローガンではありましたが、本当に全ての子どものためなのだろうかという疑念を持っていました。

一方で、会社側、企業・社会側は、とにかく猛然と働く労働者を求めている、個人の生活とか家族形成への配慮がとてもまだまだで、その距離の中で苦しんでいたという記憶がございます。

今は企業においても、いわゆる家族形成、人口減社会に対する責任感が大分増してきたと思いますし、子育ての新制度の中では、いろいろな状況の親にケアをしていこうというところがすごく出てきていると思います。

子育ての現場も本当にいろいろな状況、本当に短時間勤務とか、働き方もいろいろなバラエティーが出てきていると思いますので、これから制度の点検や改善の中では、そうした流れに沿うように、まだ課題も多くて本当に充分とは言えない状況もあると思いますけれども、皆様と一緒に考えていければと思います。よろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、山内委員、お願いします。

山内委員 初めまして。私、日本保育協会女性部に所属しております山内と申します。

前回、坂崎委員が出ておりましたけれども、交代させていただいて、出席をさせていただいております。

前回には、各委員におかれましては、たくさんの御議論をいただき、子ども・子育て支援新制度をつくり上げていただいたことに非常に敬意と感謝を申し上げます。

新年度が始まりまして、私どもも京都市で保育園をしておりますが、この4月に認定こども園に変わりました。その状況でありますと、保護者のほうへの説明会も開催いたしましたが、やはりなかなか幼保連携型、幼稚園、保育園の3つの施設の違いを理解していただくのも大変な、無理な面もありました。

ある家庭では、上の子どもさんがもう既に保育園に入所しており、下の子どもさんが今度は違う園に決定されたという混乱も生じております。まだまだ運営上の工夫はあるかと思いますが、そのあたりが問題かと思えます。

今回の新制度におきましては、特に量的な確保と質の改善が大きな問題となっておりますが、量的確保につきまして、保育士の確保が本当に大きな問題となっております。政府におかれましては緊急の施策も打たれておりますが、この面についてはなかなか難しい面があると思います。

それと同時に、質の改善については、私どもが一番大事に思っているのが0～2歳です。この年齢というのは、子どもたちの本当に基本的な人格をつくり上げる大切な時期です。親と子がしっかりと愛着関係を結び、人に対する信頼関係をつくるのがこの時期です。

この時期に私どもは大切な子どもさんをお預かりしておりますが、若い保育士が3対1の状況で、泣く子どもたちを背中に背負い、だっこして新年度を迎えておる、そんな姿があります。

そんな中で、専門的な部分を踏まえて、安心・安全の意識を持ちながら保育に当たらせていただき、保護者に安心感を持っていただけるように、これから質の改善を頑張っていきたいと思います。この点についてはまだまだ議論をいただきたいと思いますので、これからよろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、渡邊委員、お願いします。

渡邊委員 新潟県聖籠町長の渡邊と申します。全国町村会を代表するような立場で任命を受けているものと理解しております。

このたびの新制度は、私ども市町村が事業の実施主体ということでスタートし、量的な拡充、質的な改善も含めていい形で財源手当もされてきたところではありますが、正直なところ、制度設計に当たっていろいろな議論を重ねながらも、時間的な余裕もない中で、特に公定価格がなかなか定まらなかったということがあります。また、いわゆるニーズ調査に基づき事業計画を策定した上で、それぞれの市町村において法に準ずる形で条例を制定するなど、さまざまな諸準備があったわけでありまして。その中で、今、振り返ってみますれば、スタートして2カ月余りになるわけでありましてけれども、割合大きな混乱はなくスタートできたのではないかという実感を持っております。

しかし、今ほどいろいろな方々から意見がありましたように、市町村の対応についてアンバランスなところもあるというようなお話も聞いております。これらの課題については事業主体としての責任において、今後、市町村も頑張っていくのではなかろうかと思っております。

来る前に新潟県の実態を調査してきたのですが、資料8でも御紹介されているように、認定こども園に移行した事業所については、割合スムーズな形で移行できたのではないかと思います。

ただ、事業者側からしますと、公定価格の単価の内容が複雑であったり、または私学助成との兼ね合いも見えにくいところがあったために、経営の見通しが立てにくかったのではないかという意見もあったようです。

今回、新制度に移行しなかった事業者についても、様子見というところもあったようでございますので、今後、資料6にある今後の取組方針の辺りも含めて、丁寧な説明をしながら御理解を得られるように努力していただきたい。

そして、財源の確保も、平成27年度以降まだ0.3兆円超の確保が必要でございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 恐縮です。ありがとうございます。

では、木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。全国認定こども園連絡協議会会長の木村義恭です。どうぞよろしくお願いいたします。

4月に子ども・子育て支援法の本格実施がされました。このことに至っては、有村大臣を初め内閣府、文部科学省、厚生労働省の多くのスタッフの皆さん、そして、ここにいらっしゃる委員の皆さんや各団体、人事異動等でこの場にはいらっしゃいませんが、御尽力いただいた方々に感謝を申し上げたいと思っております。

難産の末にこの制度がスタートしたと思っておりますが、親心として、例えば立て、立てば歩めではありますが、その親心がさまざまな多様な価値観であると子ども自体が混乱することは、我々現場としてはよく理解しているところかなと思っております。

今回のこの委員会については、現場においてそれぞれ評価、反省、検証をしながら、次のステップへ進めていくというのが大きな役割であると思っております。

目の前には平成28年度の予算というものが大きな課題としてあって、これまで委員の皆様方の中からは、事務方のほうにお願いしますということがありますが、事務方だけではなくて、それぞれの立場でしっかりと予算獲得の動きもしていかなければいけないと思いますし、今回、平成27年度スタートをするに当たって、有村大臣のほうからは、団体がぜひ大同団結をしてという発言があり、さらに我々はそこをしっかりと肝に銘じながら取り組んでいくことが必要かなと思っております。

平成27年5月8日の認定こども園の数が2,800を超えたということは、我々の会としても非常に心強くありがたいところではありますが、会としまして、これからも全ての子どもたちの最善の利益を保障する社会を創造できるように努力してまいりますので、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

無藤会長 ありがとうございました。

では、坂本委員、お願いします。

坂本委員 公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

私どもの団体の前身は社団法人全国ベビーシッター協会と申しまして、1991年の設立以来、24年にわたりまして、訪問型保育の質の向上と普及、保育者の育成を行ってきました日本で唯一の団体です。

中でも、資格制度といたしまして認定ベビーシッター資格制度を設けまして、一般試験合格者と、保育士養成校にて在宅保育を履修いたしました卒業生を合わせて約1万7,000名弱ぐらいの認定ベビーシッターを輩出してまいりました。

このたびの新制度におきまして、これまでの施設を中心とした保育以外に、居宅訪問型保育事業や一時預かりの訪問型など制度化されたことは、大変意義深く、感謝しているところでございます。

訪問型保育は、集団保育に適しにくい子どもたちを、子どもたちが一番安心できる家庭

で保育をするというものです。保育者と子どもたち、保護者とのコミュニケーションが密接にとれていく、非常に1人ずつの子どもをサポートしていくことができる保育のあり方です。

しかしながら、認知や活用というのはまだまだこれからというところでは。現在、私どもの協会では、新制度に応じた訪問型保育に従事する方向への研修の整備を進めており、間もなく完了するところです。今後、さらに保育士養成校との連携を図りながら、全国の市区町村、都道府県での研修を受託・実施していきまして、訪問型保育の量の拡充と質の向上に向けてまいりたいと思っております。

これから活用していただきたいこの訪問型保育に対しまして、ぜひとも皆様の御理解と御協力を引き続きお願いしたいと思います。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、廣島委員、お願いします。

廣島委員 一般社団法人日本こども育成協議会の廣島でございます。前回までは山口が参加させていただいておりましたが、今回から私が参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの会は、株式会社を主体とする認可保育所、あるいは東京都認証保育所を中心とする各地の認定保育園等が所属する会でございます。

実は今回の子ども・子育て支援の新しい制度につきましては、さまざまな形で株式会社立等についてもご配慮いただいたということで、非常に評価をいたしております。

ただ、1点、実は私ども、東京都の認証保育所、あるいは横浜、川崎等、各地の認可外の保育園がございますけれども、全ての子どもという視点から見たときに、まだその恩恵に浴していないという点がございます。

全国的に申し上げれば、実は多くの認可外の子どもさんもいらっしゃるということについては、やはりこの会議で私は現場の声としてさまざまな視点から発言をさせていただきたいと思っております。

必ずしも日の当たる場所だけではないという、そして、後ほどお話があると思いますが、養護の問題もございますけれども、日の当たらない、声の届かない方も多くいらっしゃるということを私は代弁させていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

では、松井委員、お願いします。

松井委員 皆さん、おはようございます。高松市の教育長の松井でございます。全国都市教育長協議会の代表で参っております。

全国都市協は、昨日、今日、明日と厚木市で全国大会を開催しておりまして、その途中、間を抜けて、今日、午前中参っております。また午後には厚木に帰って大会に参加する予

定でございます。

私個人としましては、今年度からの参加でありますので、先ほど御説明をいただいたもの等々を含めまして、十分にこれまでの経緯をしっかりと把握するよう、まずは努めてまいりたいと思っているところでございます。

子ども・子育て支援新制度が順調に立ち上がったことをまずは喜んでいるところでありますけれども、今後、この制度の点検・評価の結果も踏まえながら、就学前から小学校教育への接続とか、あるいは連携のあり方、質の向上等々についても検討できればと思っているところでございます。

今後は都市教育長協議会の声も会ごとに集約して、参加をしてまいりたいと思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

次は水嶋委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋と申します。これまで鈴木道子が委員を務めてまいりましたが、今年度からは新しく委員につくことになりました。よろしく願いいたします。

私たちは、主として個人事業主の家庭的保育者で構成されている団体です。新制度の施行に伴い、家庭的保育は地方自治体の委託事業から認可事業となり、多くの保育者は保育の傍ら煩雑な手続やその準備に追われ、4月を迎えました。

現在、各自治体でどのように制度が変化したか、保育者を通じてアンケートをとっているところでございます。連携施設や嘱託医の確保、自園調理の準備などについては、自治体によってかなり対応に差が大きかったことがわかっています。

自治体の協力が大きかったところでは、3歳児の受け入れ先の確保がスムーズに運んだところなども見られます。また、これまで直接家庭的保育者が受託児を決定していた自治体では、自治体の利用調整により定員にあきが出たり、5人以下の定員の保育室に年齢区分が設けられたことにより、入室希望者はいるのに、その年齢の枠は既に決まっているから入室できないなどという問題も生じています。

まだ混乱していることも多くありますが、新制度が利用する子どもや家庭、家庭的保育者にとって望ましい形となって保育現場にあらわれてくるよう努力していきたいと思っています。

私も川崎市で13年目となりました家庭的保育者です。どうぞよろしく願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、武藤素明委員、お願いします。

武藤委員 全国児童養護施設協議会の副会長をしております、二葉学園の武藤と申します。よろしく願いします。

子ども・子育て会議の専門委員ということで、今年から新たに入れさせていただきました。本当に感謝したいと思えます。

現在、社会的養護を必要とする子どもたちは全国に約4万6,000人おり、施設や里親で暮らしています。

今回、子ども・子育て支援新制度ということで、量的拡充と質的改善の中で、私たちの現場の非常に悲願であった職員の配置基準の改定、職員給与の改善ということで、この4月から改善することができるようになりました。本当にこの会議に御参画いただきました皆様の御協力もいただきまして、実現できたことに感謝をしております。

しかし、現場はまだ非常に厳しい状況がありまして、とりわけ職員の配置基準の改定ができて、職員の確保がなかなか難しいということで、どこの業界もそうだと思うのですが、人材の確保と育成と定着がなかなか難しいところでもあります。

介護だとか保育を含めて、今、国を挙げて人材確保対策をやっておりますけれども、社会的養護の分野はまだ非常におくれているということなので、そこらあたりが一番の課題だと思っております。

虐待を受けた子どもたちが続々と入所してきております。それから、発達に障害がある子どもたちも非常にふえているという中で、現場のほうでそれらの対応に非常に困っているという状況であります。

いずれにしろ、この子ども・子育て会議において、社会的養護分野の量的拡充と質的改善というところについて、引き続き御議論をしていただきたいと思っております。

施設に入る子どもたちは、まだ入ってからは救われるという状況があるのですけれども、今、子どもの貧困対策だとかも含めて、非常に厳しい状況に置かれている子どもたちもたくさんいますので、広い意味で厳しい状況に置かれている子どもたちの支援の充実といえますか、ぜひ今後とも積極的な御議論と、積極的な施策の提言をこの場でしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

佐藤博樹会長代理、どうぞ。

佐藤博樹会長代理 時間的にかなり無理をお願いしてどうも済みませんでした。一応、皆さんお話しいただいたので、いろいろ失礼なことがあったかと思ひますので、おわびしたいと思ひます。

私は、皆さんの言われたこととかなり重なるのですが、一つ、この場で新制度の点検・評価ということもありますけれども、やはりまず当面は利用者、あるいは事業者の皆さんに、きちんと情報提供するということが大事だと思ひます。

事業者でいうと、全体にすると数が少ない、例えば私などが割合よく見ている企業内の保育所ですと、例えば地域枠をどうするかみたいなことについて、情報がないということで悩まれている方もたくさんいらっしゃいます。そのため、数として少ない事業者にも、大事なところですので、情報を浸透させるということが大事だと思ひます。

あと、利用者の皆さんには、例えば母子手帳をもらったときに情報提し、将来の子育て

についで考えてもらうというようなことをやっていくということも大事ななと思っています。

駒崎委員が言われた里親等のところの検討は、結論がどうなるかは別として、厚労省の研究会で議論は始まっています。議論の中に入っていますということだけ御報告ということです。

以上です。

無藤会長 ありがとうございます。

御協力により、ちょうど1時間ぐらいということで、うまく動いております。

私も一言だけ申し上げると、委員の皆様それぞれにおっしゃっていただいたことが、まさにこれからの2年間の課題だと思います。

要するに、この制度が具体的に4月から始まりましたけれども、実施に当たっているところと難しい点、あるいは思いがけず大変だとか、あるいは国レベルから見るとほとんど小さいことに見えても、個別の現場で見ると実際には大変困ることが多分たくさんあると思うので、やはりそれぞれの現場、あるいはその他にお詳しい委員の方々からぜひいろいろ出していただきたいと思います。

自治体側もいろいろ温度差があるというか、遅れている場合もあるというのも、自治体の方がだめだという意味ではなくて、やはり情報が行き渡っていなかったり、当然、国の制度と個別の自治体の事情のずれがありますので、その調整も図りたいと思います。

そういう意味で、今後ぜひいろいろな情報を委員の皆様から出してほしいのですが、今回のように全員機械的に2分ということはないのですけれども、そうは言っても、例えば15分話してもらえというわけにも多分いかないのです。今日、お2人ほどの委員から紙でも出していただきましたので、より詳しい点はこのように紙媒体などで補足的にいろいろな資料、要望を出していただければと思っています。

この2年間、私は、具体的な進め方ということはもちろん一つの大きな課題ですが、もう一つは、有村大臣が冒頭にもおっしゃいましたが、この5,000億円からまずは7,000億円ということに無事に進んでもらわなければならないわけですが、それに加えて0.3兆円超、実質的には4,000億円ぐらいになるわけですが、それを私どもは2年間やはり必要である。

4,000億円というのは、別にさらに贅沢という意味ではなくて、最低限として積み上げたら結果的に1兆円を超えていたわけですね。その当初が7,000億円ということで、別に7,000億円は十分使うけれども、もっともっとと言っているわけではないので、やはりそこを目指す。

その意味で、この2年間で4,000億円というのが決着できるかということについては、平成27年度、28年度、29年度と考えると、ちょっとそこまで行かないかもしれませんが、いずれにしても、それを少しでも足がかりということをぜひ皆様の御協力のもとで進めたいと思っています。

ということで、今日は無事に進行して、一通り議事終了いたしました。

長田参事官 大変貴重な御意見、御指摘等いただきまして、ありがとうございました。

御発言いただきましたことに関連しまして、事務局から何点かコメントをさせていただければと思います。

まず、1点目でございますけれども、坪井委員から御指摘をいただいた点につきましては、私ども、各方面からもそのような声をいただいているところでございまして、非常に重大な課題と受けとめております。

御指摘のあったように、確かに加算の仕組みがかなりぎりぎりの制度設計になったということもございまして、各自治体の皆様には、もう4月当初の段階から、例えば加算については、本来きちんと要件該当について認定をしていただくのが本筋ではございますけれども、とりあえず申請のベースで暫定的にお支払いをいただくとかいったようなお願いをしておりますが、賞与の時期を前にして十分尽くせていない部分があるというお話も伺っておりますので、昨日も重ねてのお願いの文書を自治体のほうに発出させていただいております。

今の話とも関連いたしますけれども、制度設計がかなり急ピッチで、十分な周知または準備期間をとれなかったという中で、自治体の皆様、事業者の皆様には大変な御苦勞をおかけしたかと思いますが、その点につきまして、おわびとともに感謝を申し上げさせていただきます。

実は特に自治体への周知ということに関しましては、先ほど資料の中で各都道府県を回らせていただいて意見・情報交換していると申し上げましたが、制度施行の把握というのが主眼ではございますが、いろいろ各都道府県さんと調整をさせていただく中では、周知が十分ではない面もあるので、せっかく来てもらうのだったら、自治体の市町村の職員の研修会的な要素も組み込んでほしいという要望を多数いただいておりますので、こういった機会も捉えてしっかりやっていく。

また、佐藤宇都宮市長から御紹介がございましたが、実は先日もお邪魔させていただきまして、非常に丁寧な保護者向けのパンフレットをつくっていただいておりますが、非常に感激して帰ってきたわけでございますが、そういった好事例などもいろいろな形で共有できるような工夫というものも考えていきたいと思っております。

財源確保につきましても、大変多くの方々から御指摘をいただきました。一方で、プライマリーバランスの議論などもございますので、容易な課題ではないとは認識しておりますが、先ほど御紹介させていただきました少子化対策大綱の中で、これまでも1兆円の財源確保というのは各種いろいろな文章の中でも言われてきたわけでございますが、少子化大綱は閣議決定という形式の非常に重い文書でございまして、閣議決定文書としては初めて1兆円の財源確保に対応していくということが書かれておりますので、より高いプライオリティーのある課題という中で、引き続き皆さんの御支援もいただきながら取り組んでいければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

竹林少子化対策企画室長 済みません。先ほど駒崎委員から御指摘のあった一時保護所

の問題でございます。担当の総務課長がきょうは所用で来ておりませんので、かわって私のほうから少しお話しさせていただきます。

ニュース番組の事実関係そのものは、個別案件については完全にわからないのですけれども、御指摘のあったようなものの背景に、都市部を中心として一時保護所が満杯であるとか、あるいはさまざまな異なる背景を有する子どもが同一の空間で援助されている実態というのがあること、混合援助の問題があるということについては私どもも認識をしております。

厚生労働省といたしましては、児童相談所の運営指針の中で、援助に当たっては常に子どもの権利擁護に留意してほしい、あるいは身体的苦痛とか精神的苦痛を与える行為は許されないといったことは既に示しているところでありますし、またそれを少し先に進めるために、居室の個室化であるとか、そういったための施設整備の補助、あるいは一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的な支援を行うための職員の配置、このための財政支援、協力員の配置などについてもやっておるところでございますが、引き続き子どもたちが一時保護所でより安心して生活していけるようにする工夫、不断に努力していきたいと思っております。

先日、安倍総理のほうから、ひとり親家庭の問題、あるいは子どもの貧困の問題について、夏までに方向性を出すようにという指示をいただきました。

その対応とあわせまして、子どもたちが直面するさまざまな課題に対して的確に対応できるよう、児童福祉法、あるいは児童虐待防止法をもう一回再点検したい。そして、望ましい制度のあり方について検討したいと思っております、その中で、一時保護所を含めた児童相談所のあり方についても再度検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

次回の日程につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

長田参事官 次回の日程につきましては、私ども、今後の施行状況を踏まえまして、また御相談をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

無藤会長 ありがとうございます。

それでは、第24回「子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れさまでした。